

## 令和3年度寒河江市児童生徒就学援助費交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、その経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施に資するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号）の定めるところにより、児童生徒就学援助費（以下「就学援助費」という。）を交付する。

### (就学援助費の内容)

第2条 就学援助費の援助内容、年間支給額及び支給時期は、別表1のとおりとする。

### (対象者)

第3条 就学援助費の支給対象者は、本市に居住する児童生徒又は就学予定者の保護者及び本市が設置する学校に在籍している児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める認定基準（別表2）に基づいて、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「準要保護者」という。）

### (受給手続)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒（中学校への就学予定者を含む。）の保護者は、就学援助費に係る児童生徒認定申請書（別記様式第1号の1）又は就学援助費（入学準備金）に係る認定申請書（中学校入学用）（別記様式第1号の2）に必要な書類を添付し、児童生徒の在籍する学校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 学校長は、前項の申請書を受理したときは、意見を付して速やかに教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の申請をした保護者は、申請事実について、学校長等が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

第4条の2 就学予定者（小学校への就学予定者に限る。）の保護者が就学援助費の支給を受けようとするときは、就学援助費（入学準備金）に係る認定申請書（小学校入学用）（別記様式第1号の3）に必要な書類を添付し、教育委員会に直接申請しなければならない。

### (認定)

第5条 教育委員会は、第4条の申請があったときは、審査を行い、その結果を認定審査結果通知（別記様式第2号の1・第2号の2）または認定審査結果通知（入学準備金）（中学校入学用）（別記様式第2号の4・第2号の6）により学校長を通じて保護者に通知するものとする。

2 年度の中で申請（就学予定者に係る申請を除く。）があり、これを認定する場合においては、当該申請月の初日を認定月日とする。ただし、転入学による場合は、当該児童生徒の学籍発生日までしか認定日を遡ることができないものとする。

第5条の2 教育委員会は、第4条の2の申請があったときは、審査を行い、その結果を認定審査結果通知（入学準備金）（小学校入学用）（別記様式第2号の3・第2号の5）により保護者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第6条 前2条の認定を受けた者は、申請した内容に変更があった場合、または、年度の中で世帯の経済状況の好転又は児童生徒の除籍等で就学援助の認定基準を欠くこととなった場合は、遅滞なく就学援助申請事項変更届（別記様式第3号）を、第5条の認定を受けた者は児童生徒が在籍する学校長を経由して、前条の認定を受けた者は直接、教育委員会に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第7条 学校長は、前条の届出を受理したときは、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に規定する要保護者については、福祉事務所長からの通知により前項の就学援助申請事項変更届の提出があったものとみなす。

3 第4条第2項及び第5条第1項の規定は、第1項の届出及び前項の通知があった場合にこれを準用する。

4 教育委員会は、第3条に規定する基準に該当しないことが判明した場合は、必要に応じて弁明の機会等を付与のうえ認定を取消し、既に給付した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（支給）

第8条 就学援助費の支給は、第5条第1項の認定を受けた児童生徒の保護者及び、第5条の2の認定を受けた就学予定者の保護者に対して直接、口座への振込により行う。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒に係る医療費は医療機関に直接支払うものとする。

3 学校長は、修学旅行及び校外活動終了後に、修学旅行に関する報告書（別記様式第4号）及び準要保護児童生徒就学援助費に係る校外活動に関する報告書（別記様式第5号の1及び別記様式第5号の2）に必要な書類を添付し、教

育委員会に提出しなければならない。

- 4 学校長（中学校に限る。）は、クラブ活動費に関する報告書（別記様式第6号）に必要な書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。
- 5 教育委員会は、第3項の報告書を基に修学旅行費及び校外活動費を、前項の報告書を基にクラブ活動費を算定するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定める事項のほか交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に残存する制定前の様式による用紙は、必要な改定を加えたうえ、なお、当分の間、使用することができる。